

# 平成20年9月1日開催教育委員会会議記録

## 1 開会・閉会等について

日 時	平成20年9月1日(月) 午後1時15分
場 所	教育委員会室
開 会	午後1時15分
閉 会	午後2時29分
出席委員	
委 員 長	高 林 眞 理
委 員	高 木 新 太 郎
委 員	高 杉 政 宏
委 員	横 井 利 男
教 育 長	久 保 孝 之
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	坂 本 康 治
庶 務 課 長	鈴 木 陽 子
学 務 課 長	石 井 秀 和
指 導 室 長	仁 王 紀 夫
すみだ教育研究所長	岸 川 紀 子
生涯学習課長	福 山 弘
スポーツ振興課長	郡 司 剛 英
あずま図書館長	吉 田 章

## 2 会議の概要

高林委員長 それでは、教育委員会を始めたいと思います。本日の会議録署名人は高木委員にお願いいたします。

(平成20年6月16日教育委員会会議録確認)

(平成20年7月7日教育委員会会議録確認)

(平成20年7月14日教育委員会会議録確認)

## 議決事項第 1

議案第 8 4 号「教育委員会関係議案（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

**高杉委員** 社団法人や財団法人では、理事に外部の人を一定数入れるとか、細かいことがいろいろあると思いますが、墨田区の法人は大丈夫だったのですか。

**庶務課長** 外部の方の比率については変わりません。ただ、教育委員会関係でいいますと、財団法人墨田育英会がございまして、財団法人墨田育英会はその比率が違っておりまして、東京都から注意を受けておりましたので、今回、構成員を変えさせていただいたもので、新制度に移行するにあたって構成員を変えなければならなくなるというようなことはございません。ただ、今までは、評議員と理事会がお互いに牽制しあっていたのですが、この制度改革によって、評議員会に決定権が移りますので、そのときに構成をどうするかというのは、改めて考えなくてはならないものです。また、公益財団法人になる場合は、公益財団法人の会計基準に則った会計基準にしなければならなくなります。それから、構成員のことで申し上げますと、会計監査を行っている監事につきましても、一定の資格基準が必要になってきますので、移行期間である 5 年間で検討していきたいと考えております。他の財団法人にしましても同じように、5 年間の間に一般財団法人にするのか、公益財団法人にするのかを決めていかなければならないということでございます。これは、申請しなければ法人格を失ってしまいますので、改めて認可・認定を受けられるように手続きをしていかなければならないものです。

**高木委員** 第 2 条であえて法人名を挙げているのは何故ですか。

**庶務課長** これは、墨田区の職員の派遣先の法人を挙げているものでございます。

**高木委員** ここ以外には派遣はしていないということですか。

**庶務課長** はい、ここで挙げている法人以外には派遣しておりません。

**高林委員長** そのほかご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは議決事項第 1、議案第 8 4 号、教育委員会関係議案（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取については、原案どおり異議ない旨回答することにしたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

**高林委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

## 議決事項第 2

議案第 8 5 号「教育委員会関係議案（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

**高林委員長** ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは議決事項第 2、議案第 8 5 号、教育委員会関係議案（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の作成に伴う意見聴取については、原案どおり異議ない旨回答することにしたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

**高林委員長** それでは、原案どおり決定いたしました。

## 議決事項第 3

議案第86号「平成20年度墨田区一般会計補正予算(第3号)案に関する意見の聴取について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

**高林委員長** 今日、午前中に小学校の防災訓練の視察に伺ったのですが、そこで改めて思いましたのは、学校というのは地域の避難所にもなるわけですから、耐震補強が遅れているところは早急に進めたいと思います。かなりの額になりますが、大変ありがたいと思っております。

**高林委員長** そのほかご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは議決事項第3、議案第86号、平成20年度墨田区一般会計補正予算(第3号)案に関する意見の聴取については、原案どおり異議ない旨回答することにしたいと思っておりますがご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

**高林委員長** それでは、原案どおり決定いたしました。

#### 議決事項第4

議案第87号「墨田区教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

**横井委員** これまでに定員を超えて、抽選をしたということはあったのでしょうか。

**庶務課長** 教科書採択のときなどにございました。

**高林委員長** 8時30分までという規定は、10時に教育委員会を開始していたときに決めたということですが、私が委員になったときにはもう午後にかかれるようになっていましたので、随分前に決められたことがずっと適用されていたのですね。やはり、実態に即して、区民のみなさんが傍聴しやすい形をとっていただくのが良いと思います。

**高林委員長** そのほかご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは議決事項第4、議案第87号、墨田区教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則については、原案どおり改正することにしたいと思っておりますがご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

**高林委員長** それでは、原案どおり決定いたしました。

#### 報告事項第1

東京都自転車商協同組合に対する感謝状の贈呈について、資料1のとおり庶務課長が説明する。

**高林委員長** 長年にわたってとありますが、いつごろからご協力いただいているのですか。

**庶務課長** 支部の方にお伺いしましたら、本所支部は戦後からとおっしゃっていました。随分長くご支援をいただいております。

**高林委員長** 自転車の安全教室というのは、1年に1回は各学校で必ず行われていると思うのですが、そこでいろいろご協力をいただいているのを見ておりましたので、こういった形で感謝状を差し上げるのはとても良いことだと思います。たぶん、見えない形で学校にいろいろと協力いただいている団体が他にもあると思いますので、そういった情報を集めていただき、感謝の気持ちを表すことは大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 報告事項第2

文部科学省「全国学力・学習状況調査」結果の公表について、資料2のとおりすみだ教育研究所

長が説明する。

**横井委員** これまで公表したことに対して、保護者や地域の方から意見がありましたか。

**すみだ教育研究所長** 研究所では、かなり構えて公表するのですが、1件も問合せがない状況です。ただ、学校運営協議会のメンバーの方から、もっと公表したほうが良いというご意見をいただきました。

**高林委員長** もっと公表したほうが良いというのは、どういうことでしょうか。

**すみだ教育研究所長** 学校の一覧表示のようなことをしたほうが良いとのことですが、先ほど申し上げたとおり、そちらについては公表しない方針です。

**高林委員長** 東京都の学力調査の結果については、他区も公表していますよね。全国になると、23区の中では、墨田区だけなのですか。

**すみだ教育研究所長** 区レベルで公表しているのは他区でもあります。また、学校レベルでも、江戸川区などでは公表しているのですが、今回の文部科学省の全国学力調査の実施主体は国ということもございまして、国から指導要領という、マニュアルのようなものが来るのですが、どちらかという慎重な公表を求めるような文面になっています。区の結果については区の責任、それぞれ自治体の責任で公表しなさい、各学校の公表については、各学校の判断で公表しなさいというような書き方になっておりますので、他の自治体は、様子を伺っているのだと思います。

**高木委員** 公表形式については、文部科学省の調査結果も、東京都の調査結果も、墨田区の調査結果も同じ公表形式と考えてよろしいですか。

**すみだ教育研究所長** はい。

**高林委員長** 学校の情報を地域に知らせるといのは非常に大事だと思います。でも、所長がおっしゃるとおり、それをするにあたって一定の配慮をするということも大切だと思います。私は当初からこういった公表について関わって参りましたが、そういうスタンスは、所長が代わったら変えてしまうというのではなく、これからずっと継続していただきたいと思います。ここにも書いてありますように、どう活用するかということと、活用の仕方がどのように行われたかという評価のところまでつなげていただいて、そこも改めて区民の方に納得いただけるような情報公開につなげていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

### 報告事項第3

第三吾嬬いきいきスクールの開設について、資料3のとおり生涯学習課長が説明する。

**高林委員長** 運営委員会の開催は適宜ということですが、教育委員会もいろいろな形で関わっていると思いますが、生涯学習課の職員の方も運営委員会に参加されているのですか。

**生涯学習課長** 運営委員会のメンバーにはなっていないのですが、オブザーバーとしては参加しております。

**高林委員長** 運営委員会は年に何回くらい開催されるのですか。

**生涯学習課長** 正式な運営委員会につきましては、毎学期の終わりあたりに開催されますが、それ以外の、運営に関する小委員会は、現在、開設の直前ですので頻繁に開催されております。開設されましたら、だいたい月に1回程度開催されることになっています。一方、学期の終わりに行う委員会は、活動報告や決算報告などが中心になります。

**高林委員長** そうしますと、小規模の委員会は月1回くらいで、大きな委員会については活動報告や

決算報告などを年に1回か2回行うということですか。

**生涯学習課長** はい、そうです。

**高木委員** メンバーはどのくらいいるのですか。

**生涯学習課長** 学校関係者も含めまして、20数名で、小委員会につきましては10名ほどです。

**高林委員長** 開設場所ですが、集会室を主に利用して、その他に校庭、体育館、家庭科室、図書室などがございます。これは学校側の協力が非常に大切だと思うのですが、その辺の調整というのは運営委員会がなさるのですか。

**生涯学習課長** 運営委員会の中に学校の先生も入っていますので、空き教室等の状況等を踏まえ、臨機応変に学校側と協議しながら運営を進めて参ります。

**高林委員長** あと、傷害保険料は自己負担ということですか。

**生涯学習課長** これは受益者負担に入ると考えております。

**高林委員長** これについて何か要望があるというようなことはないですか。

**生涯学習課長** 第三吾孺小学校では、児童全員が傷害保険に加入しておりまして、PTA会費の中に入っております。公費で負担することはできないかという要望はございますが、現在のところはやはり受益者負担というふうに考えております。

**高林委員長** 第三吾孺小学校在籍ではない児童が参加する可能性もありますよね。

**生涯学習課長** その場合は、その保護者に負担していただきます。

**高林委員長** 緑小学校のいきいきスクールでは町会が負担しているんですね。

**生涯学習課長** 緑小学校の場合は町会のご協力を得まして、負担していただいております。緑小学校に在籍している児童以外の児童につきましては、当初2,3人登録があったのですが、現在では参加していない状況です。

**高林委員長** 傷害保険料というのは、この期間で140円なのですか、それとも、毎月140円なのですか。

**生涯学習課長** 期間で140円です。

**高林委員長** 学校施設を使うということと、対象になるのが主にそこに在籍している児童ということで、学校教育との境界をご理解いただけていない部分があるのかなと言う気がするのですが、その辺のことに、最初の説明というのはこういった形で運営に関わる方たちにしているのですか。

**生涯学習課長** 第三吾孺に関しましては、学校側の協力を十分に得られている状況でして、学校教育外の活動ですが、先ほど申しましたとおり、教室や体育館の空き状況など調整しながら進めていこうということでございます。明日開設してから、今後いろいろと課題が出てくると思いますので、その都度、対応を協議していきたいと考えております。

**高林委員長** 今おっしゃったように、学校教育外の活動ですよね。その部分がなかなかご理解いただけていないところがあるのではないのでしょうか。学校教育外といっても、その学校の施設を使って、その学校に在籍している子どもを対象とした活動なので、もっと学校が協力してくれて当然ではないかというふうになってしまうのではないのでしょうか。今おっしゃったように、学校が協力的だとか協力的でないとかいう言い方をすること自体、少しおかしいのではないかと私は個人的に思うのです。これはどこの学校であっても、同じような形で進めていくべきで、例えば、校長先生などの意向次第で変わってくるのでは、これから展開していく上で困るのではないかと思うのですが、いかがお考えですか。

**生涯学習課長** そこに通っている子どもたちや保護者にしてみれば、学校教育内か学校教育外かではなく、学校に行っているという感覚なのだと思います。今後検証しながら、良い方向へ向けていきたいと思っております。

**久保教育長** おっしゃるとおりですね。これは本来、学校の組織で行う学校教育の範囲ではない活動だというのが基本です。学校の施設を利用して行われる放課後対策ということでございますから、別主体が行うものでして、学校に責任を負わせるわけにはいかない。しかし、学校という場所を利用するものですから、学校との関わりがどうしても出てきてしまって、いろいろな意味での調整が必要になってきます。保護者の意識としては、この制度発足のときから、その明確な区別がない、気持ちの上では学校に預けたまま、学校から帰ってくるのが遅くなっただけという理解になってしまいがちなので、委員長からご指摘があったことは慎重に扱わなければいけないと思います。緑いきいきスクールでは、最初の段階で誤解があって、当然に学校が何かやってくれるものということを前提とした事業展開になっていたということも一時ありましたので、それがあある意味で期待はずれだということについてのご意見がいまだに続いている部分があるのですが、今後の調整はきちんと図っていく必要があると思います。それからこれは、学校という施設をこれからどう管理していくかというテーマにつながっていくことだと思います。学校を、学校教育の場として、学校教育だけで使っているという実態はすでにないわけです。夜間は地域解放をしていたり、あるいは子どもの私的な活動をさせたりしているわけで、学校教育外の部分も含めているんな形で使われているという実態があるなかで、これを峻別するのは難しく、学校施設の管理のあり方そのものを学校教員組織に全て委ねて良いのかということも含めた見直しが必要だと思います。ただ、今すぐそれをどのように展開するかは、今生涯学習課長も言っていましたように、実際の流れを見ながら、意識としては基本的には別の主体が行っているという立場に立って、どうしていくか考えていきたいと思っております。

**高木委員** これから、特にこの第三吾嬢のタイプが増えてくるわけですね。だから、最初は試行錯誤しながら、ということかもしれませんけれど、今みたいな、基本となるところはきちんとしておかないといけないと思います。例えば、教職員からも代表者が出るわけですから、下手するとそっちにしわ寄せが行ってしまう可能性もありますよね。だから、そうならないように、この運営委員会で最初のうちに基本的なことをしっかり確認されてはいかがでしょうか。

**高杉委員** やはり最初が大事ですからね。別の組織の活動ですが、学校という場所を使って、教職員がまだいる時間に活動するわけなので、いきいきスクールの運営者側には、まだ残っている教職員は当然自分たちの愛している子どもたちだから何かやってくれて当然だろうという考えもある。その辺の理解の仕方をきちっとしないと、お互いに不利益になってしまうかなという気がします。

**高林委員長** そうですね。地域と学校とPTAみんな子どもたちを育てましようというような気持ちで、いろんなところで働いているようなご意見を伺ったことがあります。だから、この辺をうまく調整していただくのは、当事者同士ではなくて、やはり生涯学習課の職員の方や課長さんたちに入っただけかなければならないこともまだまだ多いと思います。始めてまだ日がないわけですから、先ほどおっしゃったように、緑のいきいきスクールの検討も含めて、ぜひ手厚く育てていただけるとありがたいと思います。

**高杉委員** これからどんどん地域に解放するジャンルが増えてくると、やはり同じようなことが起きると思いますので。

**横井委員** あるかどうかわからないのですが、学校の教員の立場からすると、せっかく子どもがいる

のだから、勉強を教えてあげたいということが仮に起こった場合、私の感覚では、居残り勉強をさせたい子どもがいた場合、自分の教室でやるか、それとも、例えば図書室が解放されていて、自習をやっている子どもたちがいるときに、そこへ行って教えてあげるようなことがあるかもしれないが、あまりにも峻別されすぎていて、お互いにギクシャクしてしまう。例えば、杉並区の和田中学校のように夜補習をやる際に、学校の先生に来て欲しいというのはまずいけど、これは勤務時間内ですよ。だとすると、うまく連携がとれれば、宿題教室とかを先生が交代でやっても良いかもしれない。だから、これは生涯学習だから学校教育と一切関係がないとしてしまえば、学校も地域も楽なのだと思いますけど、対象は子どもですので、子どもは誰に面倒を見てもらうという感覚はないので、この辺をうまくリンクさせるような知恵が必要かなと思います。今のところは二つしかないから良いのですが、いろんなパターンがあり得るかなと思います。

**久保教育長** 横井委員がおっしゃったように、これからの課題として放課後に子どもたちに補習をさせたいというのが当然これから出てくるとは思いますが、その補習を学校が主体で、学校として組み立てるのが、それとも、こういう場に出向いてやるのかという問題も出てくるとは思いますが。だからそういう点では、学校教育の場となることはあり得る。しかし、この場合はただ、家庭でやるはずの宿題をやる延長上として場を確保しているだけで、学校で位置づけた補習ではない。これは概念として区別しておいたほうが良いと思います。やり方として、学校がその場に赴いてやるという風にするのか、それとも、それとは別立てで補習教室をやるのかという整理を今後していかなければならないと思います。だから、一応立場を区別しておりますが、実はこの辺の区別は曖昧でして、現場の中で、お互いにその気になってやっていると、もっと良い形ができるかもしれないけれど、立場は違うということを先に整理しておく必要があると思います。

**高杉委員** ただ、あまり学校間で格差が出てきてしまうと、不満が出てくるのではないかなと思います。

**久保教育長** 実はもうひとつ要素がありまして、外部の人が校舎の隅々まで入って来るということで、学校にとってかなり大きなインパクトを与えることになります。今までだったら、学校で自分たちの中でだけ気を配っていればよかったのですが、地域の人が入ってきますから、それでは通用しなくなってきます。例えば、物の管理ですとか、衛生管理とかも含めて、様々な目に触れられることになりますので、そのことが教員にとって大きな圧力になっているかもしれなくて、なかなか融合できない可能性があるのかなと危惧はしています。しかし、逆に手を結んでしまえば、むしろ道は開けてくると思います。最初のうちは抵抗があるのかもしれないですが、それは学校が開かれていくことなので、良いことだと思います。

**高林委員長** 今、放課後補習というのは、何校くらいでやっているのですか。

**すみだ教育研究所** 今、正確な数字はないのですが、ヒアリングをさせていただいている感じでは、かなり、特に今年度から広がっているという印象がありまして、半分くらいがやっているのかなと思います。

**久保教育長** 最初は特定の学校で、子どもを家に帰しても宿題も勉強もしないので、学校にいるうちに面倒をみたいという声が結構ありまして、土曜補習を始めたときも、土曜補習よりも、放課後補習のほうが大事だという声もありました。そのときは本当にやれるのかという気持ちもありましたが、実際にそういうふうに取り組んでいる事例が増えてきました。

**高木委員** 第三吾嬬小学校はやっていないのですか。

**すみだ教育研究所長** 午前中にヒアリングをさせていただいて、いまは月に一回、学習相談室の放課後補習をしております。今の話のように、接点を持っていきたいというのがあります。

**横井委員** 緑小学校のいきいきスクールのシステムと、今回出来る第三吾嬭のいきいきスクールの運営組織での大きな違いはどのようなものでしょうか。

**生涯学習課長** 基本的にはどちらも地域の方と学校ということで、大きな違いはないのですが、緑小学校の場合はもともと地域の組織がありまして、そこが相当協力しているのですが、第三吾嬭小学校にはそういう組織がありませんでした。

**教育委員会事務局次長** いきいきスクールの実施状況を区長にも説明する機会があるのですが、私どものほうから、今回、第三吾嬭が加わって、一つは「みどりっ子クラブ」が主体となってやっているところ、今回の第三吾嬭はあくまでPTAを中心として呼びかけて、皆さんで運営組織を作って、かつ、学童クラブとの共存という、新たなパターンでやっていく。来年度以降はそういったパターンもなかなか難しいので、例えば、民間の事業者などを使ってやっていく方法もあるのではないかという話もしました。児童館の運営なども、指定管理者で民間の事業者にやっていただいていますので。しかし、区長からは、ぜひ地域の方のご協力を得ながらやるのが良いのではないかというご意見をいただきまして、来年度以降、どこに広げていくのかも課題であります。どういう運営形態をとるのかも今後検討しなければいけないと思っております。ぜひ来年度に向けて、教育委員の皆さんのご意見をいただきながら、新しい形態も考えたいと思っています。また、もう一点、教員がどう参加していくかも、緑のほうでいろいろ話題になっていまして、まさに緑のいきいきスクールのスタッフの方はこれまでどおり、学校に子どもがいるのだから、学校の先生にも子どもたちと接してほしい、関与してほしいとおっしゃっています。ところが、学校側としては、これは社会教育事業であって、学校管理外で、立ち入るのは難しいという、ひとつの線引きのようなものがありまして、これは、緑であろうが、第三吾嬭であろうが、ぜひ、学校側との兼ね合いといいますか、教員と、運営スタッフとの間の線引きというものをどうするかということも、非常に大きな課題であると感じております。その辺につきましても、頭の中では線引きは出来るのですが、どうして子どもたちが残っているのに先生たちは手を出してくれないのというような気持ちを現実に運営されている方々はお持ちなのかなと思います。その辺の日常的な運営をどうしていこうかということも大きな課題の一つかなと思っております。これについても、今度第三吾嬭がスタートいたしましたら、ぜひ教育委員の皆様にもご見学いただいて、ご意見をいただけると大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

**高林委員長** 前回、緑いきいきスクールの視察に行きましたときには、少々時間が足りなかったようで、駆け足の視察になりましたので、今度はしっかり時間をとっていただいて、実際に子どもたちがたくさんいる時間帯に伺いたいと思っておりますので、そのときにはよろしく願いいたします。先ほどもございましたが、放課後対策につきましては、やはり区民の皆様も非常に関心をお持ちでして、私どもにも適宜情報提供をしていただいて、現状といろいろな課題等を伝えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**高林委員長** それでは、以上で予定の議決事項、報告事項はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。